## 白岡市学校体育施設開放実施要項

(目的)

1 この要項は、白岡市スポーツ・レクリエーション振興のため、学校教育に 支障のない範囲で学校体育施設の開放を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(利用団体の範囲)

2 開放校の体育施設を利用できるものは、スポーツ・レクリエーション活動 を目的として教育委員会に登録された成人の責任者のいる団体(10人以上) と、教育委員会が特に認めた団体とする。

(登録の手続き)

3

(1) 申請及び登録証の交付

登録を受けようとする団体は、学校体育施設利用団体登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出する。ただし、登録は1地区とする。

教育委員会は受理された団体へ登録証(様式第2号)を交付する。 なお、登録申請は年度ごとに更新する。

(2) 変更

登録団体の登録内容に変更があった場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(3) 取消し

教育委員会は、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は登録を取り 消すことができる。

ア 白岡市学校体育施設の開放に関する規程に反した場合

イ その他学校体育施設開放の利用団体としてふさわしくない行為をした 場合

(利用の方法)

4 学校体育施設を利用しようとする団体は、各地区学校開放運営委員会が開催する日程調整会議で翌月から4か月先までの間の利用申込を行い、学校体育施設利用申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、許可(様式第4号)を受けなければならない。

(学校施設)

5 開放校における開放施設は、市内小・中学校の校庭及び体育館とする。

(開放時間)

6 教育委員会は、次の範囲内(1月1日から同月3日まで、及び12月28日

から同月31日までの期間を除く。)で時間開放する。ただし、特別の支障がある場合は、開放時間を変更することができる。

区分		開放学校	開放施設	期間	開放時間
昼間	土曜 日曜 祝日 休日 振替休日	市内全校	校庭	4月~ 10月 11月~ 3月 年間	午前6時~9時 午前9時~正午 正午~午後3時 午後3時~6時 午前7時~10時 午前10時~午後1時 午前10時~午後1時 午前1時~4時 午前6時~9時 午前9時~正午
					正午~午後3時 午後3時~6時
夜間	日曜~ 土曜	市内全小学校	体育館	年間	午後6時~9時
		西小学校 南小学校	校庭		

## (管理指導員)

- 7(1) 利用団体は、管理指導員としての適格者2名を推薦し届け出なければならない。
  - (2) 管理指導員の任務は別に定める。

(実施状況報告)

8 各地区学校開放運営委員長は、必要に応じ、学校体育施設の開放実施状況を教育委員会及び開放校に報告する。

(開放校における事故の責任)

- 9 開放時における事故の責任は利用者が負う。 (事故の報告)
- 10 各地区学校開放運営委員長は、開放中事故が発生したときは、速やかに様式第5号により教育委員会及び開放校にその状況を報告する。

附則

この要項は、公布の日から施行する。

附則

この要項は、昭和63年3月15日から施行する。

附則

この要項は、平成2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要項は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要項の施行の際、現に改正前の要項の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この要項の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附則

この要項は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。